

神奈川県NPO協働推進課キャラクター「かにゃお」着ぐるみ貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県NPO協働推進課キャラクター「かにゃお」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出について必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2条 借受を希望する場合は、「かにゃお」着ぐるみ借受申請書（第1号様式）をNPO協働推進課長に提出し、その承認を受けなければならない。なお、申請は、使用の2ヶ月前から受け付けるものとする。

(貸出の承認)

第3条 前条の規定による申請があった場合、NPO協働推進課長はその内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの貸出を承認することができるものとする。

- (1) かにゃおのイメージを傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) NPOの認知度向上の妨げになる、又は妨げになるおそれのあるとき。
- (3) 着ぐるみを正しい使用方法に従って使用しない、又は使用しないおそれのあるとき。
- (4) 法令または公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (5) 特定の個人、団体、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (6) その他、不適切と認めるとき。

2 貸出対象は原則として次の各号のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 神奈川県庁及び附属機関
- (2) 神奈川県内市町村のボランティア活動所管課
- (3) 神奈川県内市町村のボランティア活動支援施設を運営する中間支援組織
- (4) 神奈川県内で活動する認定NPO法人、指定NPO法人
- (5) 神奈川県と協働事業を行っているか、過去3年以内に行ったことがあるボランティア団体（かながわボランティア活動推進基金21条例（平成13年神奈川県条例第10号）第2条に規定するボランティア団体等（個人を除く）をいう。以下同じ）
- (6) かながわボランティア活動推進基金21協働事業負担金、補助金の対象事業を実施している、又は過去に実施したことがあるボランティア団体、もしくは奨励賞を受賞したボランティア団体
- (7) 第1号～第3号に規定する者からの紹介があるボランティア団体

3 前項に規定する団体以外の者が貸出を希望する場合は、NPO協働推進課長と協議を行い、NPO協働推進課長が、当該者の概要、イベント等の内容、情報発信効果、行政の関与度合等を総合的に勘案し、貸出可否を決定することとする。

4 第2項第7号により借受けを希望する団体は、紹介状（第2号様式）をNPO協働推進課長に提出するものとする。

(貸出承認書の交付)

第4条 前条の承認をするときは「かにゃお」着ぐるみ貸出承認書（第3号様式）を、借受希望者に交付する。

（貸出等）

第5条 着ぐるみの貸出は、原則として、NPO協働推進課内で行う。また、借り受けに先立ち、着ぐるみの取扱いについてNPO協働推進課から説明を受け、着ぐるみの状態について、確認書（第4号様式）に署名するものとする。

2 着ぐるみの返却は、原則として、NPO協働推進課内で行う。その際、NPO協働推進課の点検を受けなければならない。

3 貸出は無料とする。

4 貸出期間は、原則として、5日以内とする。

（遵守事項等）

第6条 貸出を受けた者は、着ぐるみを第三者に転貸、又は有料で貸出してはならない。

2 貸出を受けた者が、着ぐるみを損傷又は紛失したときは、速やかに「かにゃお」着ぐるみ損傷（紛失）届（第5号様式）を提出し、NPO協働推進課の指示に従わなければならない。

3 貸出を受けた者が、故意又は過失によって着ぐるみを損傷したとき並びに紛失したときは、現物に相当する物をもって弁償しなければならない。

（承認内容の変更）

第7条 第3条の承認を受けた者が、承認内容について変更しようとするときは、あらかじめ「かにゃお」着ぐるみ貸出承認内容変更申請書（第6号様式）をNPO協働推進課に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、第3条の規定を準用する。

3 変更申請の承認後についても、前条の規定を遵守しなければならない。

（承認の取り消し）

第8条 第3条の承認後であっても、着ぐるみが、この要綱又は承認内容に反して使用されるおそれがあるとき、その他NPO協働推進課長が不相当と認めたときは、NPO協働推進課長は当該承認を取り消すことができる。

2 前項の承認の取消は、「かにゃお」着ぐるみ貸出承認取消通知書（第7号様式）をもって行う。

3 前2項の規定により承認を取り消された者は、承認取消通知があった日以降、速やかに返却しなければならない。

4 前3項により生じた損害は、当該承認を取り消された者の責により処理しなければならない。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、着ぐるみの貸出の取扱いについて必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年10月8日から施行する。

この要綱は、平成25年12月18日から施行する。

この要綱は、平成30年7月6日から施行する。

この要綱は、令和2年3月30日から施行する。

この要綱は、令和3年1月13日から施行する。